

平成29年（ウ）第19号 裁判官に対する忌避申立事件

（基本事件 平成26年(ネ)第126号大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨は、裁判長裁判官内藤正之、裁判官鳥飼晃嗣及び裁判官能登健太郎を基本事件の審理から忌避するとの裁判を求めるものであり、その理由は、別紙忌避申立理由書記載のとおりである。

2 当裁判所の判断

民事訴訟法24条1項にいう「裁判官について裁判の構成を妨げるべき事情」とは、裁判官が当事者又は当該事件について特別の利害関係を有しているなど、当事者において、当該裁判官が不公正な裁判をする恐れがあるという懸念を抱くのに足りる客観的事情を指すものと解されるところ、申立人らの主張内容は、要するに、基本事件1審原告（申立人ら）の証人尋問等の申出を却下したこと等の上記裁判長の訴訟指揮ないし上記裁判官らにより構成される裁判所の証拠採否に対する不満を述べるものにすぎず、上記客観的事情に該当しない（なお、申立人らが本件において主張した事由以外でも、訴訟指揮等を原因とする忌避の申立であれば、同様に上記客観的事情に当たらないこととなる。）

その他、裁判官内藤正之の経歴等を含め、申立人らの主張内容を勘案しても、上記裁判官3名について忌避の原因となるような事情は認められない。

よって、本件申立ては、いずれも理由がないからこれを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成29年7月13日

名古屋高等裁判所金沢支部第2部

裁判長裁判官 石 川 恭 司

裁判官 栗 原 保

裁判官 大 野 博 隆